

2025 年 9 月 4 日

国立大学法人東北大学

総長 富永 悌二 殿

要求書

2025 年人事院勧告を受けて、さらなる給与水準の充実を行うこと、
非正規雇用職員にボーナスを支払うこと

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

人事院は 2025 年 8 月に、国家公務員給与に関して、月例給を 3.62(若年層を重点に平均 15014 円)、ボーナスを 0.05 月分引上げる(期末手当 0.025 月分、勤勉手当 0.025 月分)等の勧告を行った。東北大学の方針はまだ示されていないが、東北大学には職員に対する給与支払い能力はあること、また生活物価の高騰といった経済状況を鑑みれば、人勧に上積みする措置が必要である。そして 2025 年 4 月分に遡及して支給することを求める。

本人事院勧告は非正規職員に言及していないが、特に東北大学における非正規職員へのボーナス不支給が、依然として放置されていることを指摘する。非正規雇用職員へのボーナス支給は、法人化以前からの悲願であり、早急な支給実施を求める。なお、2024 年 3 月 22 日に開催した団体交渉において、人事労務担当理事は、「仕組みや方法を検討している」と回答しており、責任のある真摯な対応を強く求める。加えて、年俸制職員の一部は、ボーナスが支給されず、また通勤手当以外の諸手当も支払われていない。社会情勢を踏まえた給与改正が反映されない仕組みは再検討されるべきである。

東北大学職員組合は、東北大学がこの機に、非正規雇用職員を含めた全体的な給与水準の引き上げと待遇改善を行うことを要求する。